鹿角市まちなかオフィス条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月１８日

鹿角市長　笹　本　真　司

鹿角市条例第３５号

鹿角市まちなかオフィス条例の一部を改正する条例

鹿角市まちなかオフィス条例（平成 28 年鹿角市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表第２（第 14 条関係）

使用料

区分		月額	摘要
レンタルオフィス	A	163,000 円	電気料金、インターネット及び電話の通信料金は除く。
	B	127,000 円	
	C	130,000 円	
コネクトオフィス		10,000 円	

改正前

別表第２（第 14 条関係）

使用料

区分		月額	摘要
レンタルオフィス	A	285,000 円	電気料金、インターネット及び電話の通信料金は除く。
	B	127,000 円	
コネクトオフィス		10,000 円	

附　則

この条例は、令和８年10月１日から施行する。